

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

## 令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

#### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

#### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

#### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

#### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

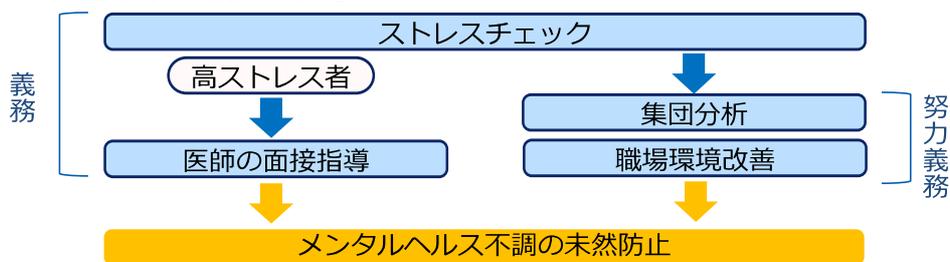
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

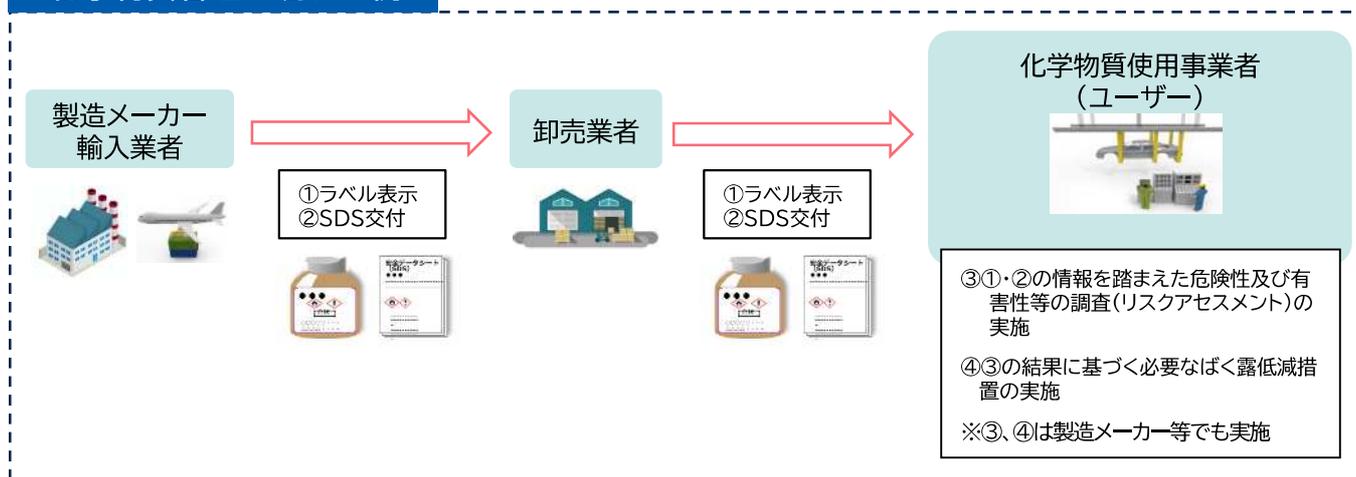


## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

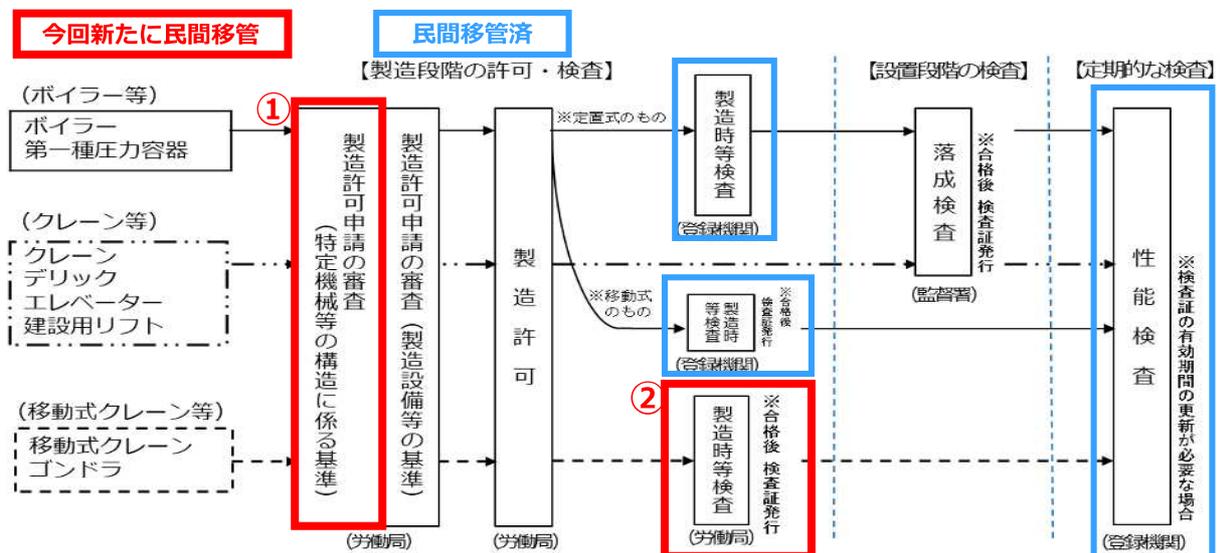
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

### 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

### 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html)



安全衛生政策全般の紹介

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html)



# ストレスチェックを実施しましょう

令和10年5月までにすべての規模の事業場が対象となります。

**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。  
※令和10年5月までにすべての規模の事業場が対象となります。

## ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告  
※義務

### 労働基準監督署に実施結果を報告

※提出時期は各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません（原則電子申請）。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析  
（※努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

### 《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

#### 実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合いましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

# 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

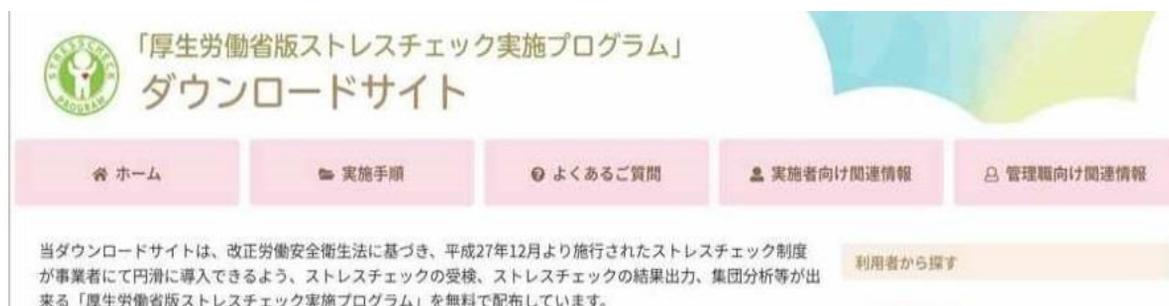
## 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、**専用のコールセンター**（フリーダイヤル）にお問い合わせください。【電話番号】 **0120-65-3167（フリーダイヤル）**  
【受付日時】 平日 10:00～17:00（祝祭日、12月29日～1月3日を除く。）

## ▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

### ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、**専門家**がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります。）

【受付日時】 平日 10:00～17:00（祝祭日、12月29日～1月3日を除く。）

### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索

ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

# ストレスチェックの導入には 産保センター<sup>(※)</sup>をご利用ください

※ 産業保健総合支援センター（産保センター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを 無料 で提供します。

## ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ・ ストレスチェックはどこに頼めばいい？（健康診断の委託先？専門業者？）
- ・ 事業者の方針表明や、実務責任者、担当者の設定はどうする？
- ・ プライバシーの保護はどうする？
- ・ 安全衛生委員会における審議は？
- ・ 高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- ・ メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ・ ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善のやり方は？等



## 産保センターが提供する 無料のメンタルヘルス対策の個別訪問支援 が有効です



メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をトータルで支援します。

申込先：宮城産保センター 電話：022-267-4229

お申込の際、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

オンラインでも申込可能です。



宮城労働局・労働基準監督署

(R7.3)

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

**50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています**  
 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
  - ▶ **転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入** (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
  - ▶ **バックヤード等も含めた整理、整頓** (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒**
  - ▶ 敷地内 (特に従業員用通路) の **凹凸、陥没穴等** (ごくわずかなものでも危険) を確認し、**解消**
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒**
  - ▶ 適切な通路の設定
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**
  - ▶ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**
  - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
  - ▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒**
  - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**
  - ▶ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**  
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- ウエットエリア (食品工場等) で滑って転倒**
  - ▶ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
  - ▶ **防滑床材・防滑グレーチング等の導入**、**摩擦している場合は再施工** (★)
  - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒**
  - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、**高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」**を利用できます

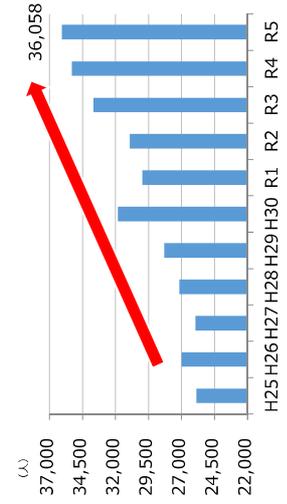
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます



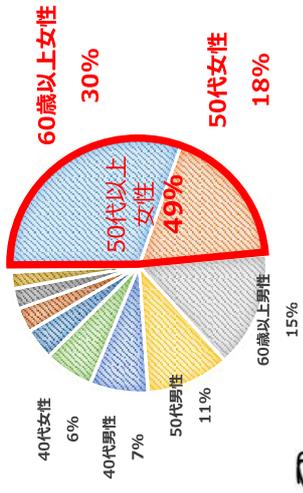
エイジフレンドリー補助金  
 中小労働者事業場  
 安全衛生サポート事業場

# 職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳 (令和5年)



転倒災害による平均休業日数 (令和5年)

**48.5日**  
 ※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- ▶ **加齢とともにすべての人が、転びやすくなります**
  - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
  - ✓ 「毎日かんたん！ 口コミ予防」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)
- ▶ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
  - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
  - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)



# サービス管理責任者等に係る研修について

# 1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

原則、2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者 ただし、例外的に、6カ月間以上のOJTに従事することで受講可能な場合もあります。 ※後ほど「4 制度改正」で御説明

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	実践研修の修了者

## 実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省・こども家庭庁告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1)
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示第230号）
- [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1)

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

# サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
<b>障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</b> (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	8年以上
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者			
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
	e 特別支援学校等の従業者			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

特区は令和3年3月31日廃止

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

# 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者*	有資格者※3	それ以外の者
<p><b>障害児者</b>（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は<b>児童</b>（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p><b>イ 相談支援の業務</b></p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>【告示イ(1)(一)】</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
	<p><b>ロ 直接支援業務</b></p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>【告示イ(1)(二)】</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

## 2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。  
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援  
管理責任者として従事できません。**

### (例外1)

正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

### (例外2)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、基礎研修修了者が一定の要件を充足した場合（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）

【やむを得ない事由による措置でサビ管等を配置する場合は、事前に指定権者へ相談すること】

※後ほど「4 制度改正」で御説明

### 3 宮城県における研修実施主体

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）  
基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施  
※R8年度開催予定について現状未定

(2) 指定研修事業者による研修

①株式会社中川（東北福祉カレッジ）

基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

②株式会社学研ココファン

基礎研修を実施

③一般社団法人宮城県知的障害者福祉協会

基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

④株式会社スマートキッズ

基礎研修を実施

※開催スケジュールは、各実施主体のホームページ等でご確認ください。

## 4 制度改正

令和5年6月30日に

サービス管理責任者等研修の制度が一部改正されました

### (1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

### (2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

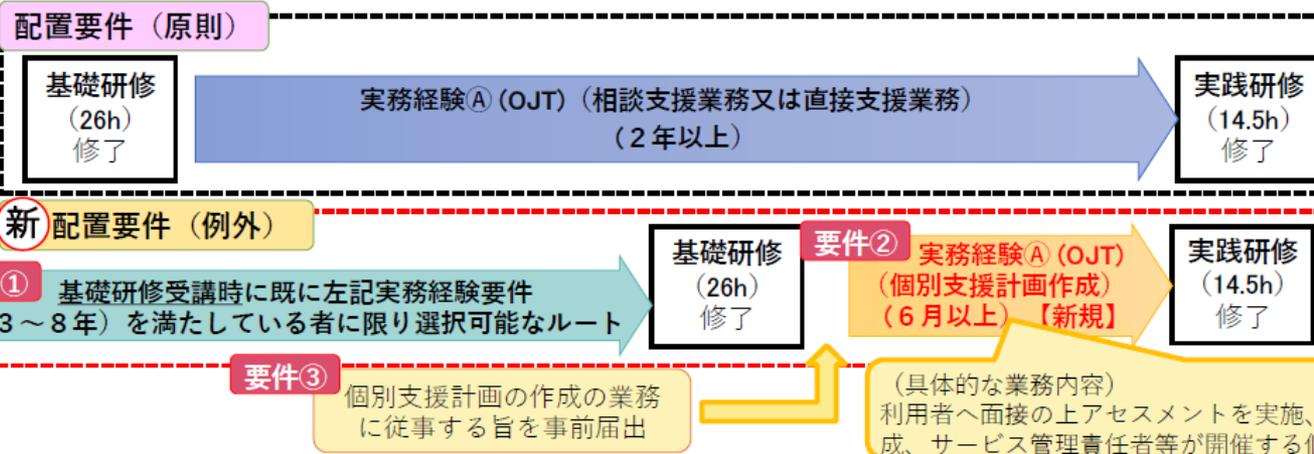
（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

### 実務経験要件

### 研修修了要件



サービス管理責任者等として配置可（5年毎に要更新）

## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由** (※) によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験 (3～8年) を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が**一定の要件を充足した場合**については、**実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間)** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件 (相談支援業務又は直接支援業務3～8年) を満たしている。(現行と同じ)
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する**以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

### 要件①

#### 実務経験要件

#### 実務経験

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

新

#### 研修修了要件

基礎研修 (26h) を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、**1年間**サービス管理責任者等とみなして従事可能 (現行どおり)

サービス管理責任者等が欠如する**以前から**当該事業所に配置されている者 **要件③**

**実践研修修了時まで (最長で欠如時以降2年間)** サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件 (実践研修まで修了) を満たす必要あり

# 相談支援専門員に係る研修について

宮城県保健福祉部障害福祉課

## ○相談支援従事者研修事業実施要綱（第1）

「地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。」

# 相談支援専門員になるための要件

以下の①、②の両方を満たすことで、相談支援専門員として配置可能

①実務経験を満たすこと

②相談支援従事者初任者研修の修了

※初任者研修修了後、現任研修を受講して資格を更新する必要あり

# 研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定がある者
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たす者 1 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合) ※ 令和2年3月31日までに資格を取得していた方が令和2年4月1日以降に受講する初回の現任研修ではいずれも不要
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の相談支援の実務経験がある者 (市町村推薦, 事前課題による審査あり)

# 研修の種類

研修課程	目的・内容	受講対象者
初任者研修 (7日間)	相談支援専門員の資格取得	相談支援業務に従事する予定があるもの
現任研修 (4日間)	相談支援専門員の資格更新 (5年ごと)	次のいずれかを満たすもの 1. 受講開始日前の5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。 2. 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事している。(受講が2回目以降の場合)
専門コース別研修 (1日間又は2日間)	相談支援専門員の資質向上	現に相談支援業務に従事している者
主任研修 (5日間)	主任相談支援専門員の資格取得	現任研修を修了し、3年以上の実務経験がある者。 (市町村推薦・事前課題による審査あり)

# 現任研修について

## 【対象者】

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

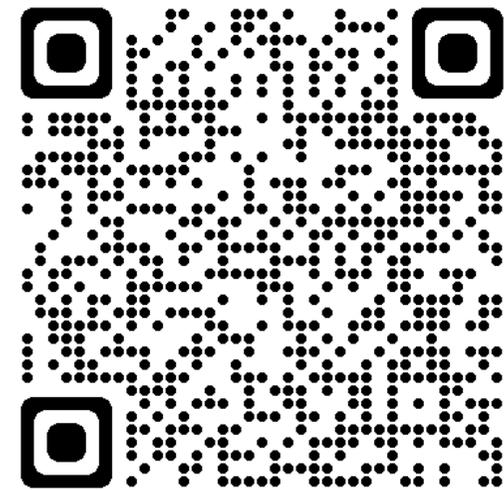
## 【参考】受講時期（令和7年度に初任者研修を修了した場合）

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
研修	初任	現任（1回目） ※期間内に一度受講（必ず5年おきに受講する必要はなし）					現任（2回目）				

## 宮城県相談支援専門員 人材育成ビジョン

令和6年3月

宮城県障害者自立支援協議会／宮城県保健福祉部障害福祉課



## 障害者ピアサポート研修事業の御案内

県では、仙台市と共同で令和7年度より「障害者ピアサポート研修」を実施しております。障害福祉サービス事業所等におけるピアサポートの導入は、サービスの質の向上等が期待されます。

令和8年度においても研修を実施予定ですので、積極的な御参加を御検討ください。

### ● 研修の目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援すること

### ● 対象者（令和7年度宮城県・仙台市障害者ピアサポート研修募集要項より）

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者  
なお、雇用等されている障害者は常勤・非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている方のほか、今後、雇用が見込まれる方を含むものとする。
- ② ①の方が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う方
- ③ ピアサポート活動に関心のある障害者
- ④ ピアサポーターの雇用を検討している障害福祉サービス事業所等の管理者、支援者

### ● 【参考】令和7年度の実施状況

- ① 会場  
宮城県庁講堂
- ② 開催日  
基礎研修 令和7年8月30日～31日  
専門研修 令和7年10月4日～5日  
フォローアップ研修 令和8年3月21日～22日（予定）



### ● その他

- ・次年度の研修スケジュール等については、後日御案内予定です。
- ・基礎研修及び専門研修を全て修了すると、ピアサポート体制加算及びピアサポート実施加算<sup>(※)</sup>の一部要件を満たすことができます。
- ・上記加算の算定要件や事業の詳細については、下記厚生労働省ホームページを御確認ください。



(※)対象サービス

ピアサポート体制加算: 自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

ピアサポート実施加算: 就労継続支援 B 型、自立訓練、共同生活援助

←二次元コード（厚生労働省ホームページ）

お問い合わせ先：宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

T E L : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 5 3 8

## (案)

## 令和8年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

## 1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

## 2 補助要件等

<p>○宮城県内の対象施設にて、令和4年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用した法人であること。          ※無資格者とは、介護職員初任者研修にあっては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあっては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。          ○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。          ○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。          (経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)</p>	
対象施設	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等(詳しくは別表1を参照)          ○市町村長が登録する基準該当事業所          ○介護保険事業所(詳しくは別表1を参照)</p>
雇用形態等	<p>○雇用形態は、正規・非正規を問わない。          ○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。</p>
研修受講期間	<p>○令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで          ※令和9年3月31日までに研修を修了しなければならない。</p>

## 3 補助内容

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額77千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額169千円/人 ②通信の場合:定額117千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額66千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額169千円/人 ②通信の場合:定額117千円/人	
同行援護従業者養成研修(一般課程)	受講料	定額(上限額37千円/人)	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額(上限額36千円/人)	

(案)

同行援護従業者養成研修（応用課程）	受講料	定額（上限額 3 7 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 7 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 5 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	受講料	定額（上限額 2 5 千円/人）	障害福祉サービス事業所等、介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 5 千円/人）	
喀痰吸引等研修（3号研修）	受講料	定額（上限額 6 8 千円/人）	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 1 1 千円/人）	

#### 4 募集期間・人数

	交付申請書受付期間	募集予定人数
第1期	令和8年7月1日から令和8年10月31日まで	50名程度
第2期	令和8年11月4日から令和9年2月27日まで	50名程度

#### 5 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1法人あたり申請は5人を限度とします。
- (5) 介護職員初任者研修等の開講状況等は、県のホームページを確認してください。

（介護職員初任者研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/kaigoinyousei.html>

（居宅介護従業者養成研修）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/1304.html>

(案)

6 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 申請事業総括表 <input type="checkbox"/> 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） <input type="checkbox"/> 受講者の履歴書 <input type="checkbox"/> 所要額調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出予算書の抄本 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ） <input type="checkbox"/> 研修の受講料（税込、テキスト代含む）、日程が分かる書類
↓	↓
2 審査・決定通知	
↓	↓
3 事業開始	交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請（様式第2号）を行って下さい。
↓	↓
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績総括表 <input type="checkbox"/> 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類、法人の受講料負担額が分かる書類、受講者の研修修了証の写し添付） <input type="checkbox"/> 所要額精算調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出決算書（見込書）の抄本 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書（任意様式）の提出
↓	↓
5 確定金額通知・支払い	
（事業完了後） 仕入控除税額報告書	仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、仕入控除税額報告書（様式第4号）を提出 <input type="checkbox"/> 積算内訳報告書ほか ※様式第4号参照

仕入控除税額報告については、下記宮城県ウェブサイトを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/tiiki040-koufugo.html>

7 申請書類等の提出先

宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-2538

FAX : 022-211-2597

MAIL : [syoufukup@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukup@pref.miyagi.lg.jp)

(案)

別表 1

施設等の種類
<ul style="list-style-type: none"><li>○障害福祉サービス事業所等<ul style="list-style-type: none"><li>居宅介護事業所</li><li>重度訪問介護事業所</li><li>行動援護事業所</li><li>同行援護事業所</li><li>重度障害者包括支援事業所</li><li>療養介護事業所</li><li>生活介護事業所</li><li>短期入所事業所</li><li>相談支援事業所</li><li>自立訓練（機能訓練）事業所</li><li>自立訓練（生活訓練）事業所</li><li>就労移行支援事業所</li><li>就労選択支援事業所</li><li>就労継続支援 A 型事業所</li><li>就労継続支援 B 型事業所</li><li>就労定着支援事業所</li><li>自立生活援助事業所</li><li>共同生活援助（グループホーム）事業所</li><li>障害者支援施設</li><li>児童発達支援事業所</li><li>放課後等デイサービス事業所</li><li>居宅訪問型児童発達支援事業所</li><li>保育所等訪問支援事業所</li><li>障害児入所施設</li><li>（基準該当事業所を含む）</li></ul></li><li>○介護保険事業所<ul style="list-style-type: none"><li>介護療養型医療施設</li><li>介護老人福祉施設</li><li>介護老人保健施設</li><li>小規模多機能型居宅介護</li><li>短期入所生活介護</li><li>短期入所療養介護</li><li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li><li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li><li>地域密着型通所介護</li><li>通所介護</li><li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>特定施設入居者生活介護</li><li>認知症対応型共同生活介護</li><li>認知症対応型通所介護</li><li>看護小規模多機能型居宅介護</li><li>訪問介護</li><li>訪問入浴介護</li><li>夜間対応型訪問介護</li></ul></li></ul>

# 介護職員等による 喀痰吸引等に係る制度について

---

認定特定行為における事業者登録等について

宮城県保健福祉部

精神保健推進室発達障害・療育支援班

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について (社会福祉士及び介護福祉士法)

### 趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。  
☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

### 実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
  - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
  - ☆ 具体的な行為については省令で規定
    - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
    - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

### 介護職員等の範囲

- 介護福祉士
  - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
  - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
  - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

### 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
  - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
  - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
  - ☆ 具体的な要件については省令で規定
  - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

### 登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
  - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
  - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
  - ☆ 具体的な要件については省令で規定
  - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

#### <対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・ 特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

### 実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行  
(介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

## 今回の法改正で実施可能となった医行為の範囲

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

喀痰吸引その他の身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）

【法：第2条第2項】

法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

【省令：第1条】

【施行通知：第2-1（喀痰吸引等の範囲）】

○同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、咽喉の手前までを限度とすること。

○同条第4号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、  
同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。

# 医行為の制限

## 医師法

- 医行為を行えるのは医師のみ。
- たんの吸引や経管栄養は医行為に該当

- 第十七条

医師でなければ、医業をしてはならない。

※ 「医業」とは、「医療行為を業として行うこと」を言う。

※ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理（H24厚生労働省）

- 罰則（第三十一条）

三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はその両方

## 保健師助産師看護師法

- 看護師等は、医師の指示の下に、診療の補助を行うことができる

- 第五条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくは  
じよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

- 第三十一条

看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。

- 罰則（第四十三条）

二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又はその両方

# 医行為の制限の例外

## 社会福祉士及び介護福祉士法

- 介護職員であっても、以下の手続を経た後であれば、医師の指示の下に、一部の医行為（≡特定行為（たんの吸引、経管栄養））を行うことができる。
  - ① 県又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修を修了する。
  - ② 県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
  - ③ 県から登録特定行為事業者の登録を受ける。

### ● 附則第十条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、同条第一項の認定特手業務認定証の交付を受けている者は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為を行うことを業とすることができる。

### ● 附則第十一条 [認定特定行為業務従事者に係る特例]

認定特定業務従事者認定証は、厚生労働省で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を習得させるため、都道府県知事又は登録研修機関が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が決定した者でなければ、その交付を受けることができない。

### ● 附則第二十七条 [特定行為業務の登録]

自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

# 必要な手続き等の概要

## ● 実施可能な医行為（＝特定行為）

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

## ● 喀痰吸引等研修の類型

	1号研修	2号研修	3号研修
対象者	不特定の者 ※複数の職員が複数の利用者にたんの吸引等を実施する場合（高齢者の介護施設や居宅系サービス事業所などでの対応を想定）		特定の者 ※個別性の高い特定の対象者に特定の職員がたんの吸引等を実施する場合（ALS・筋ジストロフィー・高位頸髄損傷・遷延性意識障害・重症心身障害者等を想定）
行える特定行為	①～⑤全て	①～⑤のいずれか	
カリキュラム	◆ 基本研修 （講義50時間＋演習） ◆ 実地研修		◆ 基本研修 （講義8時間＋演習） ◆ 実地研修
研修実施体制	県及び登録研修機関		登録研修機関
県担当課	長寿社会政策課		精神保健推進室

※喀痰吸引等研修を修了したのみでは、特定行為は行えません。

# 必要な手続き等の概要

## ① 喀痰吸引等研修の修了

県又は登録研修機関が開催する喀痰吸引等研修を受講し、修了証書の交付を受けてください。

## ② 従事者の認定

### ■ 認定特定行為従事者認定証の交付申請

所定の研修を修了し、特定行為を行う技術を習得した者として、県が認定します。認定を受けなければ特定行為は行えません。

### ■ 申請先

修了した研修種別により、担当課が異なります。

修了した研修種別	担当課	連絡先
1・2号研修	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
3号研修	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

# 必要な手続き等の概要

## ③ 事業者の登録

### ■ 登録喫煙吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

所定の研修を修了した介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が配置され、業として特定行為を行う事業者として、**県が登録します。登録を受けなければ、特定行為は行えません。**（法附則第27条）

### ■ 申請先

事業者指定の根拠法（サービス種別）により、担当課が異なります。

根拠法	担当課	連絡先
介護保険法	宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班	022-211-2549
障害児総合支援法 児童福祉法	宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班	022-211-2543

※仙台市内の事業所等であっても、申請先は、宮城県庁となります。

# 必要な手続き等の概要

## ④ 登録後に必要な手続き [一部抜粋] (法第四十八の六 ※準用)

### ■ 変更の届出

認定特定行為従事者の増減があった場合、登録を受けた事業所が移転した場合、法人の代表者が変更となった場合 等

### ■ 登録の更新申請

登録時に登録していない特定行為を新たに実施しようとする場合

※認定特定行為業務従事者の認定後、実際に特定行為を提供する前に、登録更新の手続きが必要です。

### ■ 辞退の届出

特定行為業務を行う必要がなくなった場合

## ● 必要な手続きの詳細・様式等

- 宮城県「介護職員等によるたんの吸引等に関する登録申請手続き等について」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

- 厚生労働省「喀痰吸引等制度について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html)

# !!法令違反となり得る事例!!

※以下の事例は、事業所等からの問い合わせ内容を基に作成した想定事例です。県内での実際の違反事案を公表するものではありません。

## **【法令違反事例1】事業者登録を行わずに特定行為を提供**

A事業所は県から事業者登録を受けていないにも関わらず、認定証交付を受けた介護職員に、特定行為を実施させた。

→事業者登録をしなければ認定証交付の有無に関わらず特定行為は実施できません。（法附則第27条）

## **【法令違反事例2】県から認定証の交付を受けずに特定行為を実施**

介護職員C子さんは喀痰吸引等研修を受講し、研修機関から研修修了証の交付を受けたので、すぐに特定行為を実施した。

→喀痰吸引等研修を修了後、必ず県から認定証の交付を受ける必要があります。（法附則第10条、11条）

その他申請に係る注意点については、県のHPに掲載されているリーフレットを御確認ください。↓↓リンク先↓↓

[【3号研修】登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）、登録研修機関へのお知らせ（適切な手続の促進） - 宮城県公式ウェブサイト](https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/tetuduki.html)

[（https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/tetuduki.html）](https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/tetuduki.html)

# 罰則・登録の取消し・欠格条項等

## 社会福祉士及び介護福祉士法

- 登録を怠った場合等は、刑罰（罰金刑）の対象となる。
- 刑罰を受けた場合等は、登録の取消や業務の停止を命ずることができる。
- 刑罰や登録取消を受けた場合等は、二年間、再度の登録を受けられない。

- 附則第三十一条〔罰則〕

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二十七条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者
- 二 附則第二十七条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

- 第四十八条の七（準用）

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

- 一 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき
- 二 第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき
- 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- 第四十八条の四（準用）

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない

- 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当するものがある者

# 指定の取消し・欠格条項等

## 障害者総合支援法

- 刑罰を受けた場合等は、指定の取消や効力停止の対象となる。
- 上の場合、当該法人は、指定の取消自由及び欠格事項に概要する。

### ● 第三十六条 [指定障害福祉サービス事業者の指定] (抜粋)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

四 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当するとき。

### ● 第五十条 [指定の取消し等] (抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

※児童福祉法や介護保険法にも、概ね同様の規定がある。

# 法令遵守・適切な手続きをお願いします

---

## 「改めて確認！」「定期的に確認！」

- 事業所・施設で、介護職員が医行為を行っていませんか？
- 全ての事業所・施設・従事者・利用者について、事前・事後の必要な手続きを適切に行っていますか？手続き漏れはありませんか？
- 施設・事業所として、手続き漏れや遅滞が生じない対応を検討していますか？  
(対応例)定期的に自主点検を行う、複数の職員で確認する、  
職員間で必要な手続きと期日を書面で可視化・共有する 等

※ 本日ご案内したのは、必要な手続きの一部です。関係法令や県ウェブページ等を再度確認いただき、適正な手続き・法令遵守の徹底をお願いいたします。

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

### ■ 県ウェブページ「登録特定行為事業者の登録手続き等について」

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/touroku.html>)

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)自主点検表」(※別添)を掲載しています。定期的な点検等に御活用ください。

(自主点検表は、上記ウェブページ中「7 登録状況等に係る自主点検について」に掲載しています。)

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者） 自主点検表

記入年月日	年 月 日	登録特定行為事業者等登録番号	0	4																		
		登録特定行為事業者等として登録していない場合は記載不要です。																				
法人名																						
代表者（理事長）名																						
事業所	名称																					
	所在地																					
	連絡先	電話：											FAX：									
	種別	<p>【障害福祉サービス】</p> <input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 同行援護 <input type="checkbox"/> 短期入所（医療型を除く） <input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム） <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 障害児入所施設（医療型を除く） <input type="checkbox"/> その他事業所（ ）																				
		<p>【介護保険サービス】</p> <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設・介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> その他事業所（ ）																				
記入者（職・氏名）																						

※この自主点検は、主に手続きの不備等が散見される内容を対象としており、認定特定行為業務従事者の登録特定行為事業者の登録に必要な手続きの内容を網羅しているものではありません。  
 自主点検以外の内容についても、県のウェブページ等を御確認の上、適切に対応願います。

☆ 記載にあたっての留意事項

- チェック対象 ・本チェックについては、登録を受けている事業所毎に実施するものです。  
 ・喀痰吸引等を実施している事業所で、登録特定行為事業者として登録していない事業所については、「4 問合せ先」に直接お問い合わせください。
- チェック項目 ・該当するものにチェック（☑）をしてください。  
 ・内容欄の項目について該当のない場合については、該当無をチェックしてください。
- 文章中、「法」とは「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）」を、「省令」とは「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）」を指します。  
 ※なお、法附則第27条第2項により、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとします。

## 1 喀痰吸引等（特定行為）の実施の有無

貴事業所において、介護職員による喀痰吸引等の特定行為業務の実施はありますか。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	⇒「2 登録特定行為事業者 自主点検表」についても回答してください。	⇒質問は以上となります。

## 2 登録特定行為事業者 自主点検表

項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無	
(1) 特定行為業務従事者の認定に関すること	<p>①特定行為業務を行う者は、登録研修機関での研修を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けていますか。</p> <p>※研修を修了しただけでは、特定行為業務を行うことはできません。</p> <p>※新たな対象者へ特定行為を実施する場合や既に認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合には、改めて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>②貴事業所の認定特定行為業務従事者は、認定を受けた利用者へ、認定を受けた特定行為のみを実施していますか。</p> <p>※認定証の交付がされていない従事者及び実地研修を修了していない介護福祉士等に対し登録特定行為を行わせた場合は、登録取消し又は業務停止等の処分の対象となり得ます。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 事業者の登録に関すること	<p>①登録特定行為事業者として登録している特定行為のみ実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;事業所で登録している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;職員が実施している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> </td> </tr> </table>	<p>&lt;事業所で登録している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<p>&lt;職員が実施している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>&lt;事業所で登録している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>	<p>&lt;職員が実施している行為&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p>					



項目	内容	できている	一部できていない	できていない	該当無
	⑤特定行為の実施ごとに実施結果を記録し、随時看護職員に報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥特定行為の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、提出頻度については、利用者ごとに定められていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦利用者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡が行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	また、緊急時の連絡方法の更新及び見直しを随時行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置等の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 3 「一部できていない」又は「できでない」項目の対応及び改善について

項目番号	対応及び改善内容	改善時期
(例) (2) (ア)	法人の代表者（代表取締役）が変更されたことについて、変更届を速やかに提出します。	速やかに、〇週間以内、〇月〇日まで 等

### 4 問合せ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁）

宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班

電話 022-211-2543（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX 022-211-2597

Mail seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp

【参考（喀痰吸引等に関するウェブページ）】

<https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/>

（詳しい手続方法の確認、申請書のダウンロードできます。）